

## ご利用中のトークン（ワンタイムパスワード）を 変更される場合の注意点について

シティ信金パーソナルダイレクト  
ご契約者 各位

大阪シティ信用金庫

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では、お振込み等の重要な取引の都度、トークンによるワンタイムパスワードの利用を必須化させていただいておりますが、ご利用中のトークンを変更される場合の注意点を次のとおり取りまとめましたので、ご案内いたします。

敬具

トークン（ソフトウェアトークン・ハードウェアトークン）には、個々を識別するシリアル番号が付与されており、そのシリアル番号をお客さまが利用するトークンとして登録いただいております。

トークンを交換する場合は、お客さまの操作で次の「1. 旧トークンの利用停止」を行い、「2. 新トークンの利用開始」を行っていただきます。

### 【[トークンの変更手順](#)】

#### 1. 旧トークンの利用停止

旧トークンのシリアル番号および旧トークンが表示するワンタイムパスワードを入力し、旧トークンの登録を解除します。

＜必要なもの＞

- 旧トークンのシリアル番号
- 旧トークンが表示するワンタイムパスワード

#### 2. 新トークンの利用開始

新トークンのシリアル番号および新トークンが表示するワンタイムパスワードを入力し、新トークンの登録を行います。

＜必要となるもの＞

- お客様カード
- 新トークンのシリアル番号
- 新トークンが表示するワンタイムパスワード

しかしながら、旧トークンのシリアル番号等が不明な場合は、お客さまの操作で旧トークンの利用停止ができませんので、ご契約者ご本人さまがお取引窓口にて「シティ信金パーソナルダイレクトワンタイムパスワード利用停止依頼書」を提出いただき、当金庫による旧トークンの利用停止後に、お客さまの操作で、新トークンの利用開始を行っていただきます。

なお、「シティ信金パーソナルダイレクトワンタイムパスワード利用停止依頼書」の提出には、お客様カード記載の契約者ID（利用者番号）、代表口座番号、代表口座印章、ご契約者ご本人さまの本人確認資料（免許証等）が必要となります。

#### 【トークンの利用開始手順】

＜旧トークンのシリアル番号等が不明となる事例＞

- 旧ソフトウェアトークン（アプリ）を削除された場合
- 機種交換等により、旧ソフトウェアトークンをインストールしたスマートフォンがお手元にない場合
- スマートフォンをバックアップデータより復元したことにより、予期せずシリアル番号が変更された場合や、旧ソフトウェアトークンが正常に起動しなくなった場合
- スマートフォンのアップデートの失敗、simカードの差替え等の理由により、予期せずシリアル番号が変更された場合や、旧ソフトウェアトークンが正常に起動しなくなった場合
- 旧ハードウェアトークンが電池切れ等の理由により、ワンタイムパスワードが表示できない場合
- 紛失等の理由で、旧ハードウェアトークンがお手元にない場合

等々

以 上

本件に関するお問い合わせ先  
大阪シティ信用金庫 事務部  
電話：06-6201-3061